

# 古文書倶楽部

【発行】

秋田県公文書館  
2013.5  
第53号

五月二十日（月）から二十六日（日）まで、特別整理期間のため休館となります。ご不便をおかけし、申し訳ありません。二十七日（月）からは通常どおり開館いたします。

## 県指定有形文化財

### 「秋田藩家蔵文書」とは？

平成二十五年三月二十二日、当館所蔵「秋田藩家蔵文書」が秋田県指定有形文化財に指定されました。ここでは秋田藩家蔵文書がどのような性格のものを述べてみましょう。

元禄期の修史事業、つまり佐竹家譜編纂の過程で家中の文書改が行われました。この文書改は享保期まで続きましたが、寛政期などにも行われています。その成果が秋田藩家蔵文書です。

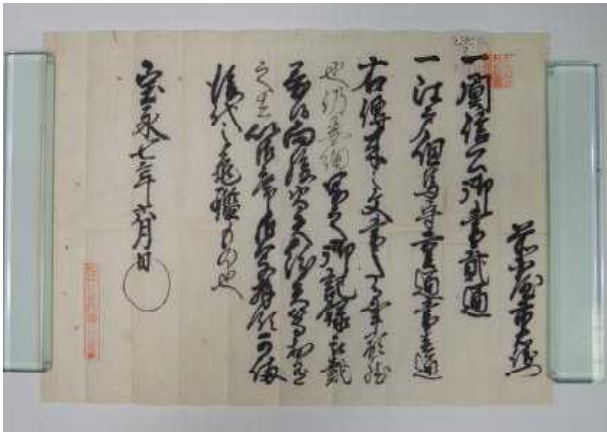
文書改は次のように行われました。まず家中に所蔵している文書を文書所（記録所）に提出させます。文書所では文書真偽を吟味し、家中の誰が所蔵するのがふさわしいかを検討しました。こうした審査を経て、文書所が認定した家蔵者ごとに、正しい文書を原本通りに見取り写しました。文字・花押印章を原本に忠実に写すうとして一方で、堅紙か折紙か切紙などといった文書の形態にはまったく無関心です。写し終えると、文書所の認定と、紛失した場合に申請すれば写を作成して与える旨の文言のある文書を添えて、原本を家蔵者に返却します。例えば、家中Aが源頼朝書状・佐竹義重書状を含む一〇通の文書を提出したとします。

①このうち「源頼朝書状」は偽文書、「佐竹義重書状」は家中Bの先祖宛と判明。

②頼朝書状は焼却、義重書状はBの家蔵が妥当と判断し、その旨をA・Bに通知。

③義重書状はBの家蔵文書として写し、原本をBに返却。

こうして残る八通をAの家蔵文書として写した後、原本をAに返却します。また、一度Aの家蔵と認定した文書を後日Cの家蔵に変更した場合は、その旨をAの家蔵文書に注記しました。



所蔵者に発行された青印書 (AO288.3-5-1)

秋田藩家蔵文書は、右のような経過を経て成立しています。江戸時代、幕府・諸藩でも文書を調査して、所蔵者ごとに写を作成しました。

しかし所蔵者の変更にまで踏み込んだ例は他に知られていません。秋田藩家蔵文書は、家中が所蔵している古文書の台帳であるといえます。

【鈴木満】

## 公文書館講座のご案内

秋田県公文書館では、今年も所蔵資料を活用した講座を開催します。特に今年度は、「アーカイブズ講座」を秋田県生涯学習センターとの共催で行うことになりました。詳細は館内のポスターやチラシ、当館ホームページに掲載してありますのでご覧ください。お申込みはFAXやメールでもお受けしております。ご不明な点は当館までお気軽にお問い合わせください。

TEL 〇一八（八六六）八三〇一

### 平成25年度公文書館講座

#### ●古文書解読講座

会場 公文書館多目的ホール

- 初級編 6 / 29、7 / 6・13
- 中級編 7 / 20・27、8 / 3
- 上級編 9 / 6・13・27、10 / 4

#### ●アーカイブズ講座

会場 生涯学習センター

10 / 17・24、11 / 7・14

古文書こぼればなし

## 明達館と秋田町

明治維新期の機構変遷

明治維新期はさまざまな事件と色々な制度・文物が変遷を遂げています。公文書館に勤務しておりますと、県民の皆様からさまざまな質問を頂きます。その中から今回は二つの疑問にお答えしたいと思います。

問1 「記録に出てくる明達館はいつ誕生し、いつ消滅したのですか。」

これについては、『秋田県史』文芸教学編に記述されていますが、その出典が明確でありません。そこで改めてその根拠を確かめたところ、二つの出典を見つけました。

まず明達館の詰役支配を務めていた野上陳孝の日記（混架二五―四七―二）の明治元年（一八六八）十一月九日の条に「一御学館御用所以来明達館と御唱之趣被仰渡有之候」と記されており、さらにこれを裏付けるものが「明達館日記」（岡七五五）です。それによれば、「明



治元年十一月八日明達館ノ称号ヲ改メ明達館ト評議決定セラル」とあり、移転中の明達館に達する一日前に決定していたことが分かります。

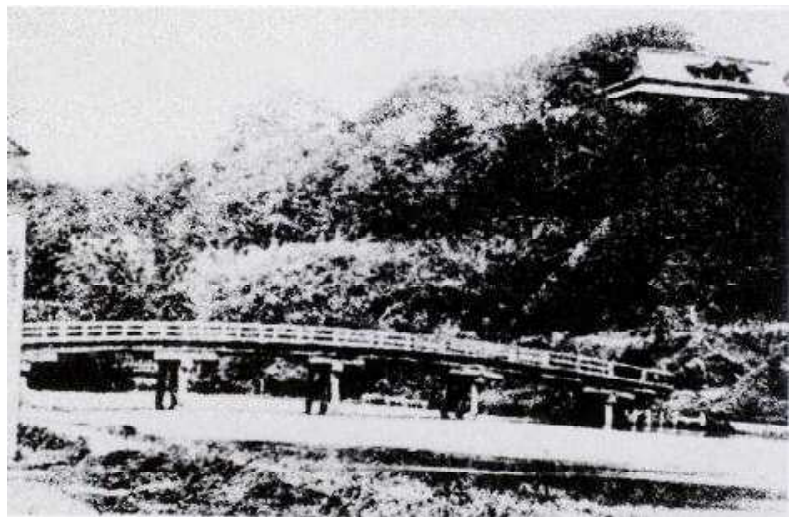
明治元年九月の撤退まで明達館は鎮撫総督の宿所でした。それ以降十一月までは藩の御用所としていたものを名称変更して明達館としたわけですが、その存続は長くありませんでした。

明治二年六月十七日、御用所の移転に伴い、しばらく御会所の隅に閉じ込められていた学館は再び明達館として元の場所に復帰しました。したがって明達館の存在は明治元年十一月から同二年六月十七日までの、わずか半年余りということになります。

問2 「久保田町の名称が行政区画としての秋田町に改められたのはいつですか。」

江戸時代から親しみなんでいた、佐竹氏が支配する城下久保田町の呼称がどのように行政的に秋田町にかえられたのか、これを具体的に捜し出すことにはかなり難しい点がありました。

明治四年七月に秋田県が誕生しました。まず、同年十月二十九日の「御公務控」（一五）の記事に民事方本局として「秋田郡秋田」の呼び方が表記されています。また「秋田県史料」（二）四年八月に「秋田町土族金秀安」とあり、秋田町の表記がみられます。しかし、翌五年に入つて「秋田県史料」（二）五月二日の本部学校開設の記録に「秋田郡東根小屋町」とあり、秋田町を除いて直接城下の町名が使用されています。明治六年十月二十日の「秋田県庁日誌」（二）には「秋田郡秋田町 県社八幡神社祠官小野崎通亮」とあります。そして秋田町の下に久保田



明治初期の久保田城（『思い出のアルバム秋田市』より）

の字名がつくのは「秋田県史料」（十七）の明治十二年十二月二十八日の「秋田町久保田郵便局」があり、行政区画の位置付けがかなり明瞭になったと考えられます。以上のことから、結論的にいって、行政的な「秋田町」の確定は明治四年ですが、その名称の定着は明治六年十月段階とみなして良いと考えます。

維新動乱期にいたって、江戸期から続いて来た諸制度・諸文物が大きく移り変わって行きました。この変遷についてひとつずつ解明してゆくことは、色々な困難を伴います。しかし、種々の史料を組み合わせて辛抱強く作業を続けることで道は開けると思っています。【加藤民夫】